

情 個 審 答 申 第 1 3 号
令和8年（2026年）8月21日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）3月13日付け、人政発第140号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「ひろえば街が好きになる運動」主催者から提出された後援等承認申請書の文書等不開示（不存在）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和7年（2025年）3月31日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「ひろえば街が好きになる運動」に対する後援等承認決定に関する起案文書一式の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年4月15日、実施機関は、本件開示請求に対し、文書等開示（全部開示）決定を行った。
- 3 同年7月22日、審査請求人は、開示文書の中に主催者から提出された後援等承認申請書（以下「本件文書」という。）が含まれていないことを理由として、上記文書等開示（全部開示）決定の取消しを求めて審査請求書を実施機関に提出した。
- 4 同年9月8日、実施機関は、同決定を取り消し、本件文書について不存在を理由とする文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その他の文書について文書等開示（全部開示）決定（以下「別件処分」という。）を行った。
- 5 同年10月17日、審査請求人から同年7月22日に提起された審査請求に対しては、同年4月15日付けの文書等開示（全部開示）決定が取り消されたことにより同決定の取消しを求める法律上の利益を失われたとして却下の裁決が行われた。
- 6 同年12月10日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

実施機関は、本件文書は保存期間であったが既に廃棄されたものであり現在行政文書として保有していないと説明するが、本件文書が保存期間内に廃棄されることはありえないことからすると、実施機関は本件文書を保有している。

2 実施機関の主張

- (1) 令和元年度（2019年度）以降、各団体から申請された後援申請書ほか後援関係の書類を綴った文書ファイル（以下「後援関係ファイル」という。）及びその他書庫に保存されている同年度以降の回答文書ファイルを確認したが、本件文書は見当

たらず、廃棄されたものと考えられる。

(2) 後援関係ファイルは執務室内に保管しており、後援等承認申請の決裁文書を随時綴っているものの、この後援関係ファイルに本件文書は綴られていなかった。また、令和元年（2019年）9月13日に起案された当該事案に関する決裁システムを確認したところ、本件文書はデータ化されておらず、紙媒体のまま添付され、決裁されていたため、決裁システム上にも存在しなかった。

(3) 以上のことから、本件文書は不存在である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書の不存在について

当審議会が確認したところ、本件文書を受領した当時の地域活動推進課の事務は、令和7年（2025年）4月1日に地域政策課に引き継がれていることが認められた。

この点、実施機関によると、地域政策課が管理する後援関係ファイル及びその他書庫を含め地域政策課が管理する執務室に保存されている同年度以降の回答文書ファイルを確認し、また、当時の担当者への聞き取りを行ったりするなど、考え得る限りの調査を行ったが、本件文書は見当たらなかったとのことであった。

そこで、当審議会の後援関係ファイルを見分したところ、本件文書を含め、本件開示請求に係る「ひろえば街が好きになる運動」に対する後援等承認決定に関する起案文書は一式全てが綴じられていないことを確認した。

この点、実施機関は、本件文書は廃棄されたものと考えられると主張し、審査請求人は保存期間内に廃棄されることはあり得ないと主張しているところ、後援関係ファイルに起案文書一式が綴じられていないこと、実施機関として他に考え得る限りの調査を尽くしてもなお起案文書一式ごとに見当たらなかった状況を鑑みると、行政機関として保存期間中の文書の管理が不適切であると言わざるを得ないものの、廃棄されたものと考えられるとの実施機関の主張が明らかに不合理とまではいえない。

また、当審議会の質問に対し、実施機関は、令和元年（2019年）9月13日に当該事案を決裁システムで起案する際に、起案文書一式のうち本件文書以外の文書はデ

ータ化して決裁システムに電子添付しており、本件開示請求時点において決裁システム上に電子添付されて存在していた文書については別件処分を行ったが、本件文書については起案の際にデータ化されておらず、紙媒体のまま起案に添付され、決裁されていたため、決裁システム上にも存在しないという回答であった。そこで、当審議会で当該事案の起案に係る決裁システムを見分したところ、実施機関の主張のとおり、起案文書一式のうち本件文書以外の文書はデータ化して決裁システムに電子添付されていたが、本件文書は紙媒体として起案に添付されており、本件開示請求時点において決裁システム上に電子データは存在していなかったことを確認した。

以上のほか、本件文書の存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、本件文書は存在しないとの実施機関の主張に不合理な点は認められず、本件文書の不存在を理由として実施機関の行った本件処分は、妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2026 年） 3 月 1 7 日	熊本市長から諮問（令和 8 年（2026 年）3 月 1 3 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2026 年） 8 月 7 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2026 年） 8 月 2 1 日	答申案の審議を行った。